

(意見書案第 28 号)

郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書

郵政 3 事業の民営化から 3 年、郵便局や、集配業務の統廃合、大学や病院など公共機関からの A T M 撤去、ゆうちょ銀行の払込手数料の大幅引き上げなど、金融と通信のユニバーサルサービスが大きく低下し、郵便局ネットワークも分断されている。北海道では、統廃合対象局が 36%にも達しとりわけ深刻である。

「かんぽの宿」問題など一連の不祥事は、国民の共有財産を特定企業と癒着して不正売却した実態が明らかになり「だれのための何のための民営化だったのか」と、国民の怒りと不信を大きく広げた。

昨年の総選挙は、このような郵政民営化にも国民が厳しい審判を下したものである。郵政民営化の抜本的見直しは、国民的緊急課題である。

政府においては、早急に通常国会に郵政改革法案を提出し成立を目指すとしており、①金融サービスを全国的に提供することの法的義務付け、②郵便・貯金・保険サービスの一体的提供体制の整備、③現行の分社体制見直しと株式会社形態の維持、④郵政民営化法廃止などの必要な法整備などを骨子とした。

世界的には、ニュージーランド、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアなど、一たん民営化された郵政事業を見直し、公営事業として復活させる流れが広がっている。アメリカでもユニバーサル維持は国営でしかできないと公社形態のまま全国一律サービスを維持する方針を決定している。

よって、国においては、郵政民営化による国民サービスの大幅後退を直視し、下記事項について抜本的見直しを図るよう強く要望する。

記

- 1 郵便・郵貯・保険の 3 事業を一体経営とし、効率的運営を行うこと。
- 2 ゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融についても、ユニバーサルサービスを義務付けること。
- 3 全国 2 万 4, 700 の郵便局ネットワークを維持発展させ、山間部や離島を含め、公平にサービスを提供すること。
- 4 日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式処分の停止等に関する法律を維持し、政府が責任を持つ経営形態を目指すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 15 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官
財務大臣
郵政改革担当大臣
金融担当大臣

} 宛